

## 第28回江戸川区農業委員会定例会 議事録

1. 開催日時 令和4年10月26日(水) 午前10時00分～

2. 開催場所 江戸川区役所西棟庁舎 第5委員会室

3. 出席委員 (13名)

会長 13番 岩楯 重治

会長職務代理 12番 眞利子 隆

委員 1番 橋本 智明

2番 村山 雅美

3番 芦田 正之

4番 佐久間 梅吉

5番 大場 幸一

6番 石川 善一

7番 関口 賢一

8番 田島 勝

9番 田嶋 正剛

10番 山寄 一男

11番 松丸 直義

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

第2 議事

報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について

議案第1号 租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用申請に要する適格者証明願いについて

議案第2号 租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて

議案第4号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による申請について

議案第5号 生産緑地地区に係る農地の確認について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 関山 健二

係長 小川 英彦

主査 久保田 早苗

主任 宮下 知也

7. 会議の概要

議 長 おはようございます。最近は、秋らしい日が続いております。委員の皆様におかれましてはご多忙の中ご出席いただきありがとうございます。ただ今より第28回江戸川区農業委員会を開会します。なお本日は委員の皆様、全員ご出席でございます。

日程第1の議事録署名委員ですが、私からお願い申し上げますので、よろしくお願いいたします。佐久間委員さんと関口委員さんに議事録署名委員をお願いいたします。

議 長 それでは、日程第2の議事に入ります。報告第1号をお願いいたします。

事務局 報告第1号（農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について）について、専決により4件の書類を受理いたしました。なお、本件につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事前の議案書送付をもって、報告に代えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

報告第1号について、質問等ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長 質問・意見等がないようですので了承いただきたいと思います。存じます。

議 長 次に、議案第1号の審議をお願いします。

事務局 議案第1号（租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用申請に要する適格者証明願いについて）についてご審議願います。議案第1号ですが、議案書記載のとおり3筆ございます。該当地は次ページの地図のとおりです。

以上でございます。

議 長 議案第1号について、眞利子委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

眞利子委員 10月12日に事務局の久保田主査、宮下さんと現地確認に伺いました。●●さんは、いつも熱心に農作業をやられております。当日も、ほうれん草、小松菜、ブロッコリーが作付されており、近日中に出荷できるのではないかといたったところでした。大変真面目に農業をやられております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問・ご異議等ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長 それでは、証明書の発行を承認することといたします。

事務局

議案第2号（租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて）についてご審議願います。概要及び経過を説明いたします。案件は3件ございます。

まず1番目の土地の所在地番ですが、議案書記載のとおり3筆あります。引き続き農業経営を行っている期間は平成31年2月16日～令和4年2月15日です。

2番目の土地の所在地番は、議案書記載のとおり5筆あります。引き続き農業を行っている期間は平成31年2月8日～令和4年2月7日です。

3番目の土地の所在地番は、議案書記載のとおり3筆あります。引き続き農業を行っている期間は平成31年2月24日～令和4年2月23日です。

以上でございます。

議長

議案第2号の1、及び2について、田島勝委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

田島勝委員

議案第2号の1について、10月7日に事務局の久保田さん、宮下さんと私とで●●さんの畑の現地確認に伺いました。当日は●●さんと●●さんが小松菜の収穫作業をされておりました。基本的には小松菜を周年栽培されており、●●の●●に出荷しているとのことでした。また、夏場、一部農地では、枝豆を作付するとのことでした。農地として適切に管理されておりました。

議案第2号の2についても、10月7日に事務局の久保田さん、宮下さんと私とで●●さんの畑の現地確認に伺いました。

農地3か所すべて露地でありまして、畑にはみかん、かき、ゆずが植えられておりました。収穫期には、自宅前で直売販売をするとのことでした。自宅南側の畑には、大根、キャベツ、なす、里芋などが作付されておりました。農地として適切に管理されていまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

議案第2号の3について、大場委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

大場委員

それでは報告いたします。10月7日に、事務局の久保田さん、宮下さんと生田平治さんの畑の現地確認に伺いました。

3反程度の農地に鉄骨ハウスとパイプハウスが整備され、施設栽培をおこなっております。どのハウスでも素晴らしい野菜の出来であり、●●や、●●に提供しているとのことでした。農地として適切に管理されていまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

地区担当委員さんの証言がございまして、証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問・ご異議等ございせんか。

(質問、異議なし)

議 長 それでは、議案第2号について証明書の発行を承認することといたします。

議 長 次に、議案第3号の審議をお願いします。

事務局 議案第3号(生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて)についてご審議願います。

議案第3号の申請場所については、次ページ以降に地図と公図を載せております。以上でございます。

議 長 議案第3号について、田嶋正剛委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

田嶋正剛委員 それでは報告させていただきます。10月12日に事務局の久保田さん、宮下さんと私とで●●さんの畑の確認をおこないました。この畑は以前、ネギが栽培されており、●●に出荷したり、近所の方に提供していたとのことでした。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 地区担当委員さんの証言がございまして、証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問・ご異議等ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長 それでは、証明書の発行を承認することといたします。

議 長 次に、議案第4号の審議をお願いします。

事務局 議案第4号(特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による申請について)についてご審議願います。議案書のとおり来年度2つの区民農園を開園予定です。土地の所在地番・権利設定期間等は議案書記載のとおりです。また、開設場所については、次ページ以降の地図のとおりです。以上でございます。

議 長 議案第4号について、質問ご異議ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長 では、承認することといたします。

議 長 次に、議案第5号の審議をお願いします。

事務局 議案第5号（生産緑地地区に係る農地の確認について）についてご審議願います。議案第5号の1ですが、議案書記載のとおり従前の生産緑地に1筆が追加されるものです。議案5号の2ですが、議案書記載のとおり従前の生産緑地1地区に対して1筆、外1地区に対して2筆が追加されるものです。議案5号の3ですが、議案書記載のとおり従前の生産緑地に1筆が追加されるものです。議案5号の4ですが、議案書記載のとおり従前の生産緑地に1筆が追加されるものです。次のページ以降に、それぞれの地図、公図が記載されております。以上でございます。

議 長 議案第5号の1について、わたくしが確認を取ってございますので、報告をいたします。

岩楯委員 10月6日に事務局の久保田主査、宮下さんと現地確認に伺いました。地区指定されている生産緑地のなかで、この1筆だけが申請をしていなかったということでした。農地はきれいに整備されておりました。生産緑地としてふさわしいと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 議案第5号の2について、田島勝委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

田島勝委員 それでは報告いたします。10月7日に事務局の久保田主査、宮下さんと一緒に●●さんの畑の現地確認に伺いました。2か所追加指定ということで、もともと半分程度が生産緑地として指定されており、残りの半分を今回追加指定するというものでした。1か所目については、露地でして、夏野菜の収穫が終了し、秋野菜の苗が植えてありました。もう一か所の農地については、パイプハウスが1棟設置されておりました。夏はキュウリ、ナス、トマトなどが栽培されており、現在は、きれいに片づけられておりました。生産緑地に指定する農地として申し分ない状況でしたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 議案第5号の3、及び4について、山寄委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

山寄委員 議案第5号の3について報告いたします。10月6日に事務局の久保田主査、宮下さんと現地確認に伺いました。宅地の一部を生産緑地として追加指定したいとのことでした。これから出荷される野菜の植え付けがなされており、生産緑地に指定する農地として申し分ない状況でしたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議案第5号の4についても、10月6日に事務局の久保田主査、宮下さんと現地確認に伺いました。都道の新設工事の関係で自宅の建替えがあり、もともと自宅があっ

た場所の一部を生産緑地として追加指定するものであります。生産緑地に指定する農地として申し分ない状況でしたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

地区担当委員さんの証言がございますので、質問ご意見等なければ農地として利用されている旨、都市計画課へ報告したいと思いますが、いかがですか。

(質問、異議なし)

議 長

では、承認し、報告することといたします。

議 長

以上をもって、議事を終了いたします。